

(1) 協議事項
入院者訪問支援事業推進会議について

背景

- 令和4年6月：精神科病院に入院する患者への訪問相談の必要性について国において検討（「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会報告」→ 外部との面会交流が実質的に遮断される状況は（略）人権擁護の観点からも望ましくない）
- 令和4年12月：精神保健福祉法改正により「入院者訪問支援事業」が都道府県の任意事業となる
- 令和6年4月：法施行（法第35条の2（入院者訪問支援事業）、第35条の3（支援体制の整備））

1 事業目的

- 精神科病院においては、本人の意思によらず入院が必要な場合があり、なかでも、区市町村長の同意による医療保護入院者は家族等外部との面会交流が難しく、閉鎖的な環境となっていることもある。
- 外部との面会交流が実質的に遮断される状況は、本人の意思によらず入院となる者への処遇として人権擁護の観点からも望ましくない。
- ▶ 患者本人の希望に応じ、生活一般の相談や本人の体験・気持ちの傾聴に加え、必要な場合は情報提供を行う訪問支援員を派遣することで、医療機関外の者との面会交流機会を確保

2 事業概要

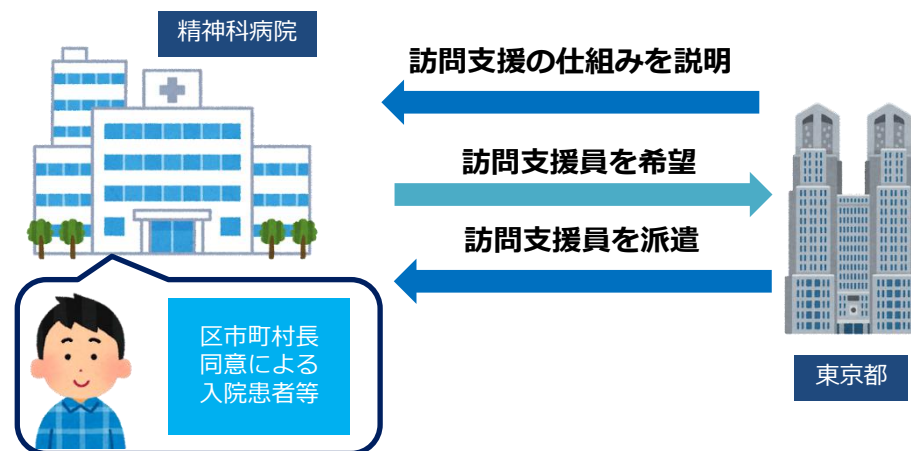
- 精神科病院を訪問し、入院者の生活に係る一般的な相談や必要な情報提供等を行う支援体制を構築

- 訪問支援対象者：都内精神科病院入院患者のうち、区市町村長同意による医療保護入院者等であって、支援を希望する者

- 実施方法：下記事業を実施（一部、国立精神・神経医療研究センターへ委託）

- ① 訪問支援員の養成研修
- ② 訪問支援員等の選任・派遣
- ③ 会議の開催

（推進会議（**地精審を活用**）の定期的な開催、実務者会議の開催）



- 令和6年4月から事業開始(精神保健福祉法第35条の2(入院者訪問支援事業)、第35条の3(支援体制の整備))
 - 8月、9月に訪問支援員養成研修を開催・支援員養成後、11月から順次、精神科病院へ派遣(都立病院・病床数の多い病院から開始)
- * 国立精神・神経医療研究センター(事業委託先)において、運営事務局「こころアドボカシーネット東京」を設置(研修開催・訪問支援員派遣調整など実施)

1 訪問支援員の養成 (訪問支援員養成研修の開催・訪問支援員の任命)

- 訪問支援員養成研修の受講者については、区市町村から受講対象者を推薦
各区市町村から2名程度
(障害福祉サービス事業者、医療機関従事者、ピアカウンセラー等。精神障害者に対する相談経験があることを要件とする。)

【訪問支援員養成研修開催状況】

第1回：令和6年8月7日(30名受講)、第2回：令和6年9月11日(34名受講)

* 上記2回のほか、医療機関・当事者団体等を対象とした研修会を実施(12月24日(27名受講))

【訪問支援員の任命】

都実施による研修(令和6年度)及び厚生労働省による研修(令和5年度)を修了した者のうちから支援員希望者を募集

→ **90名を訪問支援員として任命**

2 関係機関への説明（事業周知）

精神科病院への説明

都立病院、病床数の多い病院から事業説明を行い、順次、病院職員から対象者へ事業周知（都内全精神科病院へ事業案内リーフレット（支援対象者向け・病院職員向け）を配布）

区市町村への説明

都内区市町村へ事業説明会を開催し、区市町村から支援対象者（区市町村長同意による医療保護入院者）へ事業紹介（令和7年3月11日説明会開催、区市町村へ事業案内リーフレット（支援対象者向け）を配布）

【令和6年度 関係機関への事業説明状況】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
精神科 病院説明						都立病院・プレ実施 参加希望病院等説明 （訪問：20病院）			300床以上・プレ実施 参加希望病院対象 説明会12/18、1/27 （対象：25病院）		都内精神科病院 向け事業 説明会2/19、2/25 （対象52病院）	
区市町村 説明等	説明会 4/17 事業概要 説明		説明会 6/18 研修実施 に向けた 説明				支援員 派遣開始 について 通知 10/28					説明会 3/11 対象者へ 事業案内 依頼
○支援員 養成研修 ○支援員 派遣 実施状況					第1回 研修開催 8/7	第2回 研修開催 9/11			第3回 研修開催 12/24			自治体 から 対象者 説明開始

2 関係機関への説明（事業案内リーフレット）

【病院職員向け 事業案内リーフレット】(抜粋)

— 入院者訪問支援事業のご案内 —

<入院者訪問支援事業とは>

入院者訪問支援事業は、外部からの交流が途絶えがちな市町村長同意による医療保護入院者を中心に、入院者訪問支援員がその求めに応じて精神科病院に訪問し、誠実かつ熱心に話を聞き、入院中の生活に関する相談、必要な情報提供などを行う事業です（精神保健福祉法第35条の2）。

訪問、相談は無料です。

<入院者訪問支援員とは>

- ・資格などの要件はありません。国で標準化された研修を受講し、都道府県知事から任命を受けた者が担います。当事者や医療・福祉の従事者、一般市民等、さまざまです。
- ・入院中の方の立場に立って相談に応じ、ご本人の気持ちを丁寧に聞きます。
- ・ご本人が希望する支援を受けるためにどうすればよい一緒に考え、情報提供をします。
- ・2人1組で訪問します。担当制ではないため、継続の訪問でも支援員が代わることがあります。
- ・守秘義務があります。

～さまざまな立場からの支援の必要性～

フォーマルアドボカシー

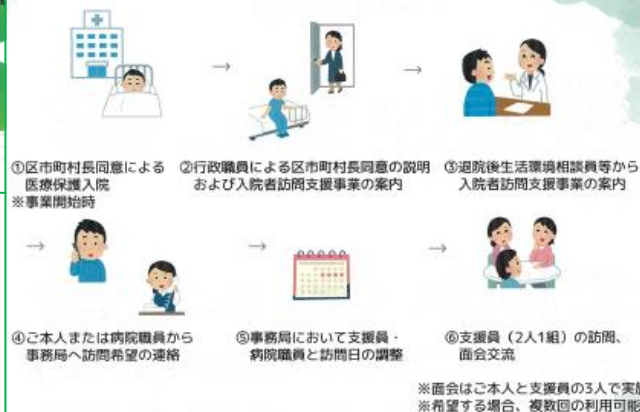
- ～専門家～
（医療者・福祉・行政職員）
- ・適切な療養環境の提供
 - ・情報提供
 - ・本人中心の医療、ケアの提供

セルフアドボカシー

インフォーマルアドボカシー

- ～家族、友人など～
- ・本人への寄り添い
 - ・本人と一緒に専門職の話を聞く

<東京都入院者訪問支援事業の主な流れ>



<医療機関の皆さまへ>

- ・支援対象者への継続的な事業案内をお願いいたします。
- ・ご本人がご自身で電話をかけることが難しい場合は、サポートをお願いいたします。
- ・ご本人と支援員が面会できる場所のご協力をお願いいたします。
- ・原則として面会での内容を医療機関にお伝えすることはありません。

【支援対象者向け 事業案内リーフレット】(抜粋)

精神科に入院されている方へ

入院者訪問支援事業の ご案内



お話を聞かせてください

あなたの立場に立ってお話を
伺います。

誰に相談すればいいのか、
どのように伝えればいいのか、
一緒に考えることができます。

必要な場合は、情報提供もします。

秘密は守ります

お伺いしたお話について、
あなたの許可なく他の人に
伝えることはありません。



4 実務者会議について（報告）

- 個別の支援のあり方や課題等を検討する実務者会議を設置（厚生労働省要領「入院者訪問支援事業実施要領」に基づく設置）
- 令和6年6月、9月、令和7年1月に開催（第1回の開催状況については地精審（7月8日開催）にて報告）

第2回開催について

【開催日】 令和6年9月26日（木曜日）

【議 事】

- 1 病院意向調査結果報告
- 2 第1回・第2回養成研修結果報告
- 3 第3回養成研修実施について（時期及び受講対象者）
- 4 訪問支援事業訪問支援員業務要領及び保険について
- 5 支援員マニュアル（案）及び支援員用チラシについて

【主な意見】

■病院意向調査結果報告について

- ・調査では、事業への期待がある一方で、事前に事業内容の詳細等を説明してほしい等の要望がある。

■第1回・第2回養成研修報告、第3回養成研修実施について

- ・事業を継続していくには、支援員になった後に、スキル向上や事例検討等を行うため、支援員をフォローアップする場があると良い

■訪問支援事業訪問支援員業務要領及び保険について

- ・訪問時の事故に備えた保険が必要ではないか

■支援員マニュアル（案）及び支援員用チラシについて

- ・訪問支援員については、対応に迷うことがあった場合等に事務局に問合せができることが担保されていると良い。

■その他

- ・事例を積み上げて、病院からのフィードバックをもらえると良い。また、研修のブラッシュアップ・支援員のフォローアップができるとよい。

第3回開催について

【開催日】 令和7年1月21日（火曜日）

【議 事】

- 1 医療機関事業説明状況
- 2 令和6年度支援員養成状況
- 3 電話受付・支援員派遣状況
- 4 次年度の実務者会議について

【主な意見】

■令和6年度支援員養成状況について

- ・受講した内容を忘れないよう、フォローアップ研修などが必要
- ・支援員としての活動をお互いに話すことができる場があるとよい。
- ・2人一組の派遣であるので、組合せを考えると、今後も支援員は増やしていく必要がある。

■支援員派遣について

- ・長期入院者の場合、自閉性が強い傾向にあり、リーフレットによる説明だけでは事業利用が難しいのではないかと。支援の実像が見えるアプローチが大事である。

■次年度の実務者会議について

- ・実務者会議に参加すると事業理解が進む。メンバーを交替していくのもよいのでは。
- ・支援員養成研修を受講した当事者に参加いただくのもよいのでは。

対応

- 訪問時の事故に備えた支援員に対する保険について対応
- 支援員が対応に迷う事例に遭遇した場合等、運営事務局がフォローする体制整備
- 訪問支援員をフォローアップする研修を実施予定

今後の検討事項等

- 事業内容の理解促進（事業利用対象者、病院職員）
- 事業効果検証方法（病院職員・事業利用者からの評価など）

1 訪問支援員の確保・スキルアップ

- 訪問支援員養成研修の開催
支援員を継続的に確保していくことが必要であることから引き続き、養成研修を実施
- 支援員フォローアップ研修開催【新規】
支援員の質の担保・スキル向上のため、既に支援員となった者を対象に「フォローアップ研修」を開催

2 都内全精神科病院で訪問支援

- 訪問支援の実施
年度当初から都内全精神科病院を対象に訪問支援を実施

3 推進会議・実務者会議における事業検討

- 〔推進会議〕（＝地方精神保健福祉審議会）
事業の実施内容の検討や見直し・事業全体の評価を行う
- 〔実務者会議〕
個別の支援のあり方や課題等を検討

令和7年度スケジュール(案)

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
訪問支援員養成研修			開催	開催
訪問支援員 フォローアップ研修	開催	開催		
訪問支援員派遣	年度当初から都全域で実施			
推進会議		開催		開催
実務者会議	開催	開催	開催	